

森林第 421 号

平成18年6月19日

大規模林道問題北海道ネットワーク

大雪と石狩の自然を守る会

北海道自然保護連合 代表 寺島一男 様

ナキウサギふぁんくらぶ 代表 市川利美 様

十勝自然保護協会 会長 安藤御史 様

(社)北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙 様

北海道水産林務部

林務局長 岡本 光昭

「緑資源幹線林道」事業から撤退することを求める申入書並びに質問書に対する回答
について（第3回目）

平成18年4月25日付けの貴ネットワークからのご質問について、以下のとおりお答えします。

1 林道整備の必要性について

平成8年に完成した、滝雄・厚和線の丸瀬布・留辺蘂区間の沿線における森林整備の推進状況等についてですが、まず、同区間の着工（昭和57年）以降、3本の支線林道（総延長約7km）が開設されるとともに、同区間の周辺森林のうち、特に旧丸瀬布町側における間伐の実績が当該区間の完成前（昭和57年～平成8年）に年平均53haであったものが、完成後（平成9年～17年）には約255haと約4.8倍に増加しています。

地元の林業事業者（留辺蘂町の素材生産業者）からの聞き取りからも、丸瀬布・留辺蘂区間の開通後、現場への通勤時間が短縮されるとともに高性能林業機械や木材の運搬が容易になり仕事の効率が上がったこと、伐採木は旧丸瀬布町側から（峠を越えて）留辺蘂町側に運搬するものも多いこと、小径の間伐材は地元で加工できる施設がないため北見市・置戸町などの工場に運搬するものが多いこと等、当該区間沿線の森林における林業活動の効率化はもとより、これら森林からの木材の有効利用と効率的な運搬が図られていることが認められます。

幹線的な林道及び支線的林道・作業道等と公道等との「代替性」及び「大規模林業圏」との関係についてですが、本道における緑資源幹線林道の受益区域が位置する市町村及び関係森林管理署管内の林内路網（公道＋林道）の整備状況は、1ヘクタール当たり約8.5mとなっており、いわゆる大規模林業圏の圏域内ではあるが緑資源幹線林道の受益区域に関係しない地域では約8.8m、圏域以外の地域では約9.3mとなっており、さらに、これらのうち公道が占める割合は、それぞれ32%、42%、60%となっています。このように、緑資源幹線林道の受益区域においては、幹線的林道の機能を代替できる公道の整備状況が低いことから、緑資源幹線林道整備の必要性は高いものと考えています。

2 森林計画区との関係について

本道における緑資源幹線林道の3路線のうち、置戸・阿寒線は2つの広域流域（網走・湧別川広域流域、十勝・釧路川広域流域）をまたぐ路線計画となっていますが、これは、前回も回答したとおり、受益区域周辺の森林から産出される木材の効率的な運搬等に資するものと考えています。

既に完成した滝雄・厚和線の丸瀬布・留辺蘂区間においても、上記1に述べたとおり、同区間の開通により間伐の実施面積が増大していますが、これは、上記の素材生産業者からの聞き取りからもわかるように、施業の結果として産出される木材の効率的な運搬ルートの開拓に負うところが大きいと考えています。

北海道知事と北海道森林管理局長の間で交わされた「北海道の森林づくりに関する覚書」において「流域を単位とした民有林、道有林、国有林の連携」と記述されているのも、森林の整備水準の向上を図るとともに、一定量のまとまりを有する出材の確保と生産加工流通の各段階を通じたコストの低減を図るための条件整備を進めることを主な目的とした「森林の流域管理システム」の趣旨を踏まえたものと理解しており、緑資源幹線林道の整備を通じて効率的・効率的な森林整備と木材の流通・加工・消費の合理化を図ることは、この覚書の趣旨に反するものとは考えていません。

なお、森林法における「森林計画区は、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める」（現行森林法第7条第1項）との規定は、昭和26年の森林法制定時に「基本計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める」（当時第5条）と規定されたことに遡るものであり、その後昭和37年に「基本計画区」が「森林計画区」（当時第6条）に改正されて今日に至ったものです。

3 事業評価について

林野庁が行っている緑資源幹線林道事業の事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」にのっとり、同事業を主管する林野庁が自ら評価を行うとともに、その結果を事業に反映させることを目的に実施されているものです。

費用対効果に関しても、林野庁が事業評価を行う上での指標の一つとして算定しているものであり、道が自ら評価結果を事業に反映させうる立場にないことから、道がその算定根拠に関して説明責任を負っているものとは考えておりません。